

<リース(仕様発注)>

公用車(軽四輪貨物自動車) 借上げ仕様書

| | | |
|----|------------------|--|
| 1 | リース物件名 | 公用車(軽四輪貨物自動車) |
| 2 | 品質・形状・寸法 又は型式 | 別紙「リース車両仕様書」のとおり |
| 3 | 数量 | 1台 |
| 4 | 設置場所 | 横須賀市小川町18番地 横須賀市公用車車庫 |
| 5 | リース期間 | 令和3年8月1日から令和9年7月31日までの72ヶ月とする。 |
| 6 | 保守契約 | 継続車検、法定点検、6か月安全点検、一般消耗品交換、故障修理 エンジンオイル交換・補充、油脂類交換・補充、バッテリー交換、タイヤ交換、代車提供(継続検査(車検)、故障修理時に48時間以上車両が使用できない場合) |
| 7 | リース物件 設置・撤去費用 | 納車及び返還にかかる費用は、賃貸人の負担とする。 |
| 8 | 動産総合保険 | 動産総合保険は不要 |
| 9 | リース代金に 含まれる費用 | 登録諸費用、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険、自動車リサイクル法にかかる費用、メンテナンスサービス、現車下取り費用(1台) |
| 10 | リース期間 満了後の措置 | 返 還 賃借人の所有権に帰属 |
| 11 | 契約方法 | 長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約) |
| 12 | 支払方法 | 1月分ごとの後払いとする。 |
| 13 | 入札金額 | 72ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる8ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。 |
| 14 | その他事項 | 別紙 リース車両仕様書 のとおり。 年間走行距離は約6,000km(月間約500km)とする。 この仕様書及びリース車両仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 15 | 連絡先 | 横須賀市土木部道路建設課 佐藤 TEL046-822-8363 FAX046-827-2771 |

リース車両仕様書

- 1 車 種 軽四輪貨物自動車
排気量：660CC クラス、変速機：オートマチックトランスミッション
駆動方式：2WD、乗車定員：4人
車体形状：バン(箱型タイプ)、ハイルーフ、5ドア(後部両側スライドドア)
- 2 仕 様 集中ドアロック、デュアルエアバック、カーエアコン、カーラジオ(AM・FM)
パワーステアリング、運転席・助手席パワーウインドウ、後部座席ヘッドレスト

文字入れは、ボディリア後方に「横須賀市」(1文字の大きさ4cm角)
文字の色は協議のうえ決定

車体の色は白またはシルバー系とし、標準色(追加料金等の発生しないもの)
の中から協議のうえ決定
- 3 付 属 品 フロアマット、サイドバイザー、標準工具一式、スペアタイヤ又はパンク修理キット、ドライブレコーダー(前面カメラ、MicroSDカード2枚付(16ギガバイトのカードを2枚とする))、バックビューモニター
- 4 グリーン購入 横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による物品とする。
ただし、仕様に沿わない場合には仕様を優先する。
(上記方針については、本市ホームページ「よこすかのグリーン購入」を参照)
- 5 登録手続 新車登録は供給者が行い、その費用も負担すること。
また、納車日は、令和3年7月30日までとする。
登録日は、令和3年7月20日以降とし、協議により決定する。
- 6 諸経費 自動車損害賠償責任保険(以下、自賠責という。)自動車重量税、自動車取得税、自動車リサイクルの加入支払手続きは、供給者が代行して行い、納車の際に次のものを提出すること。なお、加入支払手続きの費用はリース契約代金に含むものとする。
(1) 自賠責保険証明書
(2) 自動車重量税領収書の写し又はこの金額が確認できるもの
(3) リサイクル券
- 7 下取り車 次の車両を引取るものとし、実際の引取り日については別途協議する。また引取りについては、供給者が行い、それに係る経費については、リース契約代金に含むものとする。なお、引取り車両を見学したい場合及び車検証(写し)が必要な場合は、質問の締切日までに、横須賀市土木部道路建設課(電

話 046-822-8363) へ連絡すること。

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 車名 | ダイハツハイゼットカーゴ |
| (2) 登録番号 | 横浜480あ7061 |
| (3) 年式 | 平成17年 |
| (4) 車検有効期限 | 令和3年6月26日 |
| (5) 走行距離 | 105,800km (令和3年4月15日現在) |

- 8 その他
- (1) 下取り車両の抹消登録又は名義変更及び処分等は受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書（名義変更の場合はそれを証明する書類）を市に提出すること。
 - (2) 下取り車両の引取り後、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去し、それを証明する書類（文字を消した状態を撮影した写真等）を市に提出すること。
 - (3) リース期間満了後に車両を返還した場合は、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去し、それを証明する書類（文字を消した状態を撮影した写真当）を市に提出すること。